平成２８年（フ）第３号
熊本県山鹿市鹿本町来民1625番地
債務者　前田　妃穂（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第６６３号
静岡市葵区幸町３番地の９　永田幸町ビル305号
債務者　佐藤　麻乃
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８２号
東京都立川市上砂町５丁目35番地の２モア・ステージ武蔵砂川501号
債務者　阿部由美子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４７号
沖縄県中頭郡中城村字久場1985番地　コーポ久場崎　101号
債務者　木口　善子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１６２号
沖縄県宜野湾市上原２丁目20番14号
債務者　目取真一枝
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０４号
横浜市南区南太田２丁目１番30―202号
債務者　中田眞規子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６号
熊本県山鹿市中824番地８　立山貸家、前住所熊本市中央区黒髪１丁目５番37号　ドルミール黒髪202号
債務者　荒井　忠臣
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第２号
熊本県山鹿市中824番地８　立山貸家
債務者　荒井　惠子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５２９号
静岡県牧之原市大沢681番地１
債務者　池村　秀一
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３０号
静岡県牧之原市大沢681番地１
債務者　池村　明美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
熊本県山鹿市鍋田2106番地　鍋田団地　２―２―８号室
債務者　山口　麻美（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１９３０号
横浜市磯子区岡村３丁目12番28号（住民票上の住所）
債務者　渡邊マリカーこと　渡邊　マリカーラカニエンタ
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７６号
静岡県浜松市西区篠原町562番地の44
債務者　深沢　美歌
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
北海道雨竜郡雨竜町７番地144
債務者　池田　由美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０７号
北海道旭川市豊岡６条５丁目４番４号　イーストリッチ６．５　201号室
債務者　村岡　雄太
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部